

久留米市公園におけるキッチンカー出店 募集要領

<お願い>

- ・必要に応じてアンケートを実施する場合がありますので、ご協力お願いします。
- ・キッチンカー出店の広報は、各出店者の SNS 等で行ってください。市 HP に取りまとめて掲載しますので、関連する SNS の URL を出店登録承諾書発行後、公園緑化推進課までお送りください。
- ・のぼり等の設置は可能ですが、公園の景観に配慮して設置してください。
- ・公園で出店する前に確実に公園使用申請許可の手続きを行ってください。無断出店等をされた場合、登録を取消すことがあります。必ず必要な手続きを行って出店してください。

1 募集スケジュール

登録申込み受付	<p>随時募集</p> <p>提出先：公園緑化推進課(市庁舎11階)</p> <p>TEL 0942-30-9087</p> <p>FAX 0942-30-9707</p> <p>Mail:kouen@city.kurume.lg.jp</p>
登録承諾書	<p>登録申込書提出から登録承諾書発行まで 1ヶ月程度 かかります。</p> <p>承諾書が出来次第、メールにてお送りします。</p>
公園申請受付	<p>久留米地区(中央公園等の4公園)</p> <p>出店希望日の前月の1日から利用開始前まで</p> <p>コスモspark北野・水沼の里 2000年記念の森</p> <p>出店希望日の前月の1日から3営業日前まで</p> <p>提出先</p> <p>久留米地区：公園土木管理事務所(野中町)</p> <p>コスモspark北野：北野総合支所 環境建設課</p> <p>水沼の里 2000年記念の森：三潴総合支所環境建設課</p> <p>※連絡先は、「11 公園使用許可申請に必要な書類」の公園管理者一覧をご確認ください。</p>
出店期間	<p>随時出店可能</p> <p>※公園内でイベント等があるときは、出店を調整することがあります。</p> <p>※公園によっては、出店できない日時があります。</p>

2 出店場所 ※詳細は別紙公園情報参照

公園名	エリア	所在地
中央公園	鳥類センター前園路	東櫛原町、合川町
津福公園	北側広場、南側広場	津福本町
両替町公園	広場	城南町
浦山公園	円形広場	上津町
水沼の里 2000 年記念の森	広場	三瀨町玉満
コスモスパーク北野	広場	北野町高良

3 登録資格

以下の全てを満たす個人又は法人であること。

- (1) 久留米市保健所が発行する市内にて有効な営業許可証を有すること。また、申込み時、営業許可証の有効期間であること。
- (2) 申込み時、使用するキッチンカーの車検が有効であること。
- (3) 暴力団排除条例等に該当しないこと(暴力団排除を徹底するため、暴力団員又は暴力団(員)が関与する法人であるか否かを警察へ照会させていただきます。警察への照会に使用する個人情報、目的以外に使用することはありません。)

4 登録条件

- (1) 出店物品は、公園利用者の利便性の向上に資する飲食物(酒類は除く)とし、食品衛生法に基づく許可を取得する際に登録した飲食物とすること。ただし、許可営業に該当しない飲食物を付随して販売する場合は、営業届出を行ったものに限って許可する。
- (2) 出店期間中に提出書類の有効期限が切れた場合は、すみやかに更新し、出店申請前に公園緑化推進課へ提出すること。
- (3) 食品賠償保険又は同等の保険に加入していること。
- (4) 本募集要領の記載内容について同意すること。

5 登録における提出書類

出店登録したいキッチンカーは、以下の書類を公園緑化推進課へ提出してください。

- (1) キッチンカー出店登録申込書(様式1)
- (2) 営業許可証の写し
- (3) 暴力団排除の誓約書
- (4) 出店に使用するキッチンカーの車検証の写し
- (5) 車両をリース契約に基づき使用している場合は、当該車両のリース契約書の写し

- ・書類提出から登録まで1ヶ月程度かかります。お早めに申込みください。
- ・登録期間中に有効期限が切れた場合、すみやかに更新し、ご提出ください。
- ・登録の有効期間が終了した出店者は、申込書(様式1)のみご提出ください。

6 登録における書類提出場所等

(1) 提出場所 都市建設部 公園緑化推進課 (久留米市庁舎 11階)

TEL 0942-30-9087 FAX 0942-30-9707

Mail : kouen@city.kurume.lg.jp

(2) 提出方法 持参、メール(メールで提出する場合は、確認のため電話で連絡すること)

7 出店登録承諾書の発行

登録における提出書類を審査した結果、出店が可能なキッチンカーに対して、メールにて出店登録承諾書(様式2)をお送りします。

登録の有効期間は、出店登録承諾書発行日から3年間です。

8 登録の取消処分

登録承諾書の交付を受けずに出店した場合、事実確認日から6カ月間登録の申請ができません。

下記の項目に該当した場合、登録の取消しを行います。

- ・公園管理者からの指導を受けた後、是正されず、同様の違反が繰り返されて出店したとき
- ・登録の申込み内容に虚偽があったとき
- ・登録条件を満たさなくなったとき(4 登録条件をご参照ください。)

9 公園使用許可申請

登録後、公園管理者に必要書類を提出してください。書類の提出先、提出方法、出店許可ができる日時は、公園毎に異なりますので、別紙公園情報にてご確認ください。許可の条件は、以下の通りです。

提出期限

久留米地区(中央公園等の4公園): 公園を使用する日の前月の1日から利用開始前まで(ただし、出店日が休日の場合、その前の開庁日まで)にご提出ください。

コスモspark北野、水沼の里 2000年記念の森: 公園を使用する日の前月の1日から3営業日前までにご提出ください。

- ・出店は、事前に登録した品目のみ許可します。
 - ・公園毎に許可できる日時、設置場所等の条件が異なるため、事前に公園情報を確認のうえ申請してください。
- また、許可を受けたエリア以外は出店しないでください。

- ・出店に必要なすべての費用は出店者の負担とし、出店スペースにゴミ箱を設置し、ゴミは持ち帰ってください。(ゴミ箱は、利用者に見える位置に設置してください。)
- ・電力、調理用の水、その他販売に必要なものは、すべて事業者で準備してください。
- ・のぼりや看板、椅子等を設置する場合は、事前に申請し、許可をうけてください。
- ・営業中・後は、周辺も含め適宜清掃してください。
- ・営業時に音楽を流す場合は、公園利用者や周辺住民に配慮し、音量や内容に十分注意してください。
- ・公園内を車両で通行する際は、公園利用者へ配慮し、ハザードランプを点灯し、徐行で安全に通行してください。
- ・キッチンカーの搬入・搬出のために車止め等を外した際は、通行後、速やかに元に戻してください。
- ・車止めの鍵を借りた者は、使用后、速やかに公園管理者に返却してください。
- ・許可時間外は、公園外に全て移動してください。
- ・公園内の施設を破損させた場合は、速やかに公園管理者へ届け、原状復旧してください。
- ・その他、公園関係法令を遵守してください。

10 公園使用料(出店料)

出店料 800円/日・台 (使用面積 20㎡程度)

- ・既納の出店料は、還付しません。ただし特別な理由がある場合はその限りではありません。

(還付する例)

- ・市の都合で出店できなくなったとき
- ・気象警報が出て、出店が危険なとき等
- ・還付請求するときは、利用開始予定日時までに還付請求書を公園管理者に提出してください。
- (ただし、書面での提出が困難な場合は、利用開始予定日時までに公園管理者に電話又はメールで出店しない旨を伝えてください。)
- ・出店料は、利用開始(出店開始)前までに各公園管理者にお支払いください。

11 公園使用許可申請に必要な書類

- (1)公園使用・占用許可申請書
- (2)出店登録承諾書(様式2)の写し
- (3)その他、公園管理者が必要とする書類

公園使用許可申請先(公園管理者一覧)

公園名	公園管理者・申請先
中央公園、津福公園、両替町公園、浦山公園	都市建設部 公園土木管理事務所(野中町) TEL:0942-22-6177 FAX:0942-22-6178 Mail:koudou@city.kurume.lg.jp
水沼の里 2000 年記念の森	三潞総合支所 環境建設課(三潞町) TEL:0942-64-2672 FAX:0942-65-0957 Mail:m-kanken@city.kurume.lg.jp
コスモスパーク北野	北野総合支所 環境建設課(北野町) TEL:0942-78-3696 FAX:0942-78-6482 Mail:k-kanken@city.kurume.lg.jp

12 公園使用許可

申請書類確認後、公園管理者より公園使用許可書をお渡しします。ただし、出店スペースに限りがある為、多数申請があった場合はお断りすることがありますので、ご了承ください。

キッチンカー出店中は、常に公園使用許可書を携帯してください。また、許可条件を守らない場合は、許可を取り消す場合があります。